平成２２年（フ）第１５４号
兵庫県姫路市睦町435番地１城東鉄筋４―119
債務者　松岡　　都（旧姓浦本）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６０号
兵庫県加古川市米田町平津38番地の12
債務者　掛林　武久
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７０号
兵庫県姫路市田寺東２丁目７番21号木橋ハイツ205、従前の住所兵庫県姫路市辻井１丁目12番５―201号ロワイヤル辻井
債務者　三浦　美鈴
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９号
北海道苫小牧市柳町４丁目１番63号
債務者　作田　純治
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６２号
宮城県岩沼市相の原２丁目１番29―Ａ102号
債務者　門馬　　瞳
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
仙台市宮城野区福田町４丁目８番７―502号
債務者　山崎　　勲
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3337番地13
債務者　松田やよい（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区10棟502号
債務者　渡邊　武登
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９４号
千葉県市原市光風台２丁目144番地１　サンビュー光風台111号
債務者　石坂七五三雄
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
千葉県船橋市夏見台５丁目14番25号
債務者　河内　良之
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
千葉県市原市上高根1292番地181
債務者　田代　俶子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６号
千葉県船橋市二和東５丁目63番６号　コートサイドアベニューＱ―102号
債務者　長沢うら子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５９号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟309号
債務者　鶴岡　孝一
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６０号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟309号
債務者　鶴岡　誠一
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７０号
千葉県船橋市東船橋２丁目５番３号　東船橋グリーンハイツＢ―205号
債務者　前田　龍治
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９１号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目10番12号
債務者　相原美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立90番地
債務者　相澤てるみ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
山梨県大月市賑岡町強瀬1353番地
債務者　小俣　深雪
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係